

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課)	1
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 ()	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
正誤	
○正誤 (平22・3・26付け 目次)	3

告 示

高知県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
医療法人山北歯 香南市香我美町山北2833番地 平22・6・1
科診療所

高知県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 興津窪川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町興津字元谷山2501番15から	前	6.0 }	3,202
	後	38.0	
高岡郡四万十町興津字神子谷山2486番26まで	前	8.0 }	3,202
	後	78.2	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年6月28日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年6月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年6月28日	特定非営利活動法人 R I V E R	畦地 履 正	高知県高岡郡四万十町小野714番地1	この法人は、四万十川を中心に世界の人々との「川（R I V E R）」を通じた交流から、自らの地域の豊かさを再認識し、地域資源を活用する循環の仕組みを創造しながら、

				豊かさを後世に受け継いでいくことを目的とする。
--	--	--	--	-------------------------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)	長尾 和男	南国市田村乙883
(就任)	吉本 章	南国市田村乙844

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により須崎市桐間土地区画整理組合の定款の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 組合の名称 須崎市桐間土地区画整理組合
- 事務所の所在地 須崎市山手町1番7号
- 設立認可の年月日 平成10年3月10日
- 事業施行期間 平成10年3月10日から平成23年3月31日まで
- 施行地区の区域 (変更前) 須崎市神田字横割の全部並びに多ノ郷字矢羽田並びに神田字イ切、字道添、字南ノ前、字開、字ハノキレ、字大峰ノ前及び字中切レの各一部 (変更後) 須崎市神田字横割の全部並びに多ノ郷字矢羽田並びに神田字イ切、字道添、字南ノ前、字開、字ハノキレ、字大峰ノ前、字中切レ及び字下切の各一部
- 変更認可の年月日 平成22年6月22日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により須崎市桐間土地区画整理組合が行う須崎都市計画事業桐間

地区土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 組合の名称
須崎市桐間土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
須崎市山手町1番7号
- 3 設立認可の年月日
平成10年3月10日
- 4 事業施行期間
平成10年3月10日から平成23年3月31日まで
- 5 施行地区の区域
(変更前) 須崎市神田字横割の全部並びに多ノ郷字矢羽田並びに神田字イ切、字道添、字南ノ前、字開、字ハノキレ、字大峰ノ前及び字下切の各一部
(変更後) 須崎市神田字横割の全部並びに多ノ郷字矢羽田並びに神田字イ切、字道添、字南ノ前、字開、字ハノキレ、字大峰ノ前、字中切レ及び字下切の各一部
- 6 変更認可の年月日
平成22年6月22日

教育委員会規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月9日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第11号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立高知南高等学校の項中「国際教養科 国際科学科」を「国際科」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知南高等学校の全日制の課程の国際教養科及び国際科学科（以下この項において「国際教養科及び国際科学科」とい

う。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に国際教養科及び国際科学科に在学する者が国際教養科及び国際科学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・3・26	号外8	目次	1	左 (24)	◎ <u>給料表別級別職務区分表</u> の一部改正	◎ <u>給料表別級職務区分表</u> の一部改正